

阿智村制 70 周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、阿智村制 70 周年記念冠事業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、阿智村制 70 周年記念冠事業とは、阿智村制 70 周年記念事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業（以下「冠事業」という。）をいう。

(冠事業の承認)

第 3 条 阿智村制 70 周年記念冠事業を実施しようとする者は、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(対象事業)

第 4 条 前条の承認（以下「冠事業の承認」という。）は、次の各号のいずれにも該当する村内で実施する事業に対してするものとする。

(1) 村制 70 周年の PR につながる事業

(2) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施し、完了する事業

(3) 次のいずれにも該当しないと認められる事業

ア 村の信用や品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの

イ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの

ウ 政治的又は宗教的目的を有するもの

エ 営利を目的とするもの

オ その他村長が不適當であると認めるもの

(対象者)

第 5 条 冠事業を申請することができる事業の主催者（以下「申請者」）は、次の各号のいずれに該当する者とする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 公益法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、その他法人格を有するもので公益活動を行う者

(3) 公共的団体又はこれらに準ずる団体（宗教法人及び政治団体を除く）

(4) 住民の福祉又は文化の向上、地域振興その他本村の発展に寄与しようとする団体

(5) 前各号に掲げる団体のほか、村長が適當と認める者

(承認手続)

第 6 条 冠事業の承認を受けようとする者は、原則として事業実施日の 30 日前までに、「阿智村制 70 周年記念冠事業承認申請書（様式第 1 号）」により、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、冠事業の承認の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(冠称の使用)

第7条 冠事業の承認を受けた者は、次に掲げる冠の名称を使用することができる。

- (1) 阿智村制 70 周年
- (2) 阿智村制 70 周年記念
- (3) 阿智村制 70 周年記念事業

(承認内容の変更)

第8条 冠事業の承認を受けた者が、冠事業の内容を変更し、又は冠事業を中止しようとするときは、直ちに村長に報告し、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第9条 村長は、冠事業の承認をした事業が第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき、その他冠事業として適当でないと認めるときは、冠事業の承認を取り消すことができる。

2 村長は、前項の規定により冠事業の承認を取り消したときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 第1項の規定により冠事業の承認の取消しを受けた者に損害が生じた場合であっても、村は、その損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告)

第10条 冠事業の承認を受けた者は、事業完了後速やかに、阿智村制 70 周年記念冠事業実績報告書(様式第2号)により、村長に報告しなければならない。

(紛争の解決)

第11条 冠事業の承認を受けた者は、冠使用に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、村は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(ロゴマークの使用)

第12条 冠事業の承認を受けた者は、冠事業のPR等にあたり、別に定める「阿智村制 70 周年記念ロゴマーク使用要領」に基づき、記念事業のロゴマークを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、告示の日から施行する。

(この要領の失効)

この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。